

政治資金監査マニュアルの改定の概要

1 改定の趣旨

- 平成 22 年 9 月以降、2 年半ぶりに記載内容を見直し
- この間に政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し、一覧性を向上

2 改定の具体的内容

- 金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化※を踏まえた記載の追加
 - ※ 振込明細書に「支出の目的」の記載がある場合、支出目的書を別様にて作成することを不要とする（平成 24 年 4 月政治資金規正法施行規則の一部改正）
- 支出が「ゼロ」の場合の政治資金監査報告書の様式の簡素化
- 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載例の明確化

3 スケジュール（予定）

平成 25 年 6 月 12 日 改定内容確定



平成 26 年 1 月 1 日（解散分は平成 26 年 1 月 1 日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査に対して改定後の政治資金監査マニュアルを適用